

介護事業運営の適正化に関する論点整理(案)

第1回会議（各委員の自由発言）、第2回会議（団体ヒアリング）及び第3回会議（自由討議）において出された意見を、事務局において整理したもの。

1. 広域的な介護サービス事業者に対する監査指導体制

① 規制のあり方

- 現行の事業所単位の指定・取消の制度は維持する必要があるのではないか。
- 迅速できめ細かな対応を図るため、事業所の指定及び指導・監督権限を市町村へ委譲し、運用を徹底させるべきとの意見があった。これに対して、将来的には否定しないが、まずは地域密着型サービスの指定事務の定着状況等を踏まえた上で対応すべきとの意見があった。
- 法人のガバナンスの中心は経営陣であり、事業所単位の規制の他に法人単位の規制が必要ではないか。また、法人規制をする際には、規模等により規制のあり方を変えることが必要ではないか。

② 広域的な介護サービス事業者に対する調査のあり方

- 都道府県域を超える事業所展開を行っている事業者に対しては国が、市町村域を超える事業所展開を行っている事業者に対しては都道府県が、報告徴収・立入検査する仕組みをつくる必要があるのではないか。
その際、国、都道府県、市町村が情報共有できる仕組みを構築するなどの連携強化を図る必要があるのではないか。

- 広域的な介護サービス事業者に対しては、事業所単位の指定手続とは別に「事業者」として国や都道府県等に登録し、その管理運営体制等の報告を行う制度を構築してはどうかとの意見があった。これに対して、事業者の登録制を改めて導入することは、屋上屋を架すことになるのではないかとの意見があった。

③ 広域的な介護サービス事業者に対する指導等

- 広域的な介護サービス事業者に対する指導等は、都道府県等だけでなく必要に応じて国も一緒に行う必要があるのではないか。

- 国が広域介護サービス事業者に対し、法令遵守に限らず法人の組織統治や重大な事案にも緊急的に関与できる仕組みを考える必要があるのではないか。

④ いわゆる連座制について

- いわゆる連座制は、事業者が法令遵守を徹底させる効果があり、その仕組みを維持する必要があるのではないか。
- 一事業所の不正に対して全国一律に指定・更新不可とするのではなく、組織的な関与の度合いや地域の事情を踏まえた自治体の判断あるいは裁量の余地を入れる必要があるのではないか。
- 地域間で対応に著しい差が出てくることがないように、国が都道府県等に対して何らかの対応ができるようにする必要があるのではないか。

2. きめ細かな監査指導

① 監査指導のあり方

- 行政の監査指導担当者の指導業務の標準化等が必要ではないか。
- 「不正又は著しく不当な行為」の解釈と適用基準の明確化が必要との意見があった。一方、立法技術としては妥当ではないかとの意見があった。
- 不正な手続により指定を受けたこと等に対して罰則規定を設けるべきではないかとの意見があった。これに対して、不正抑止には、単なる罰則強化によるのではなく、徴収金の検討も必要との意見、徴収金等を設けるよりも更新拒否、指定取消等の方が効果的との意見があった。

② 行政処分のあり方

- 不正行為と処分とのバランスを取る必要があるのではないか。また、行政がこまめに、かつ機動的に指導できる体制づくり、運用が必要ではないか。
- 「居宅サービス」等のサービス類型を超えた連座制を見直す必要があるのではないか。
- 理事、役員等の責任の在り方について見直す必要があるのではないか。

3. 不正事業者による処分逃れ対策

① 指定等の拒否要件

- 法人グループ内での事業譲渡、指定・更新について一定の制限を課すことを検討する必要があるのではないか。その際、介護事業者には資本概念がない法人があるため、実質的な支配・被支配関係に着目する必要があるのではないか。
- 法人グループ内でも、行政の関与等何らかの手段により事業者としての質が担保される場合は、事業譲渡、指定・更新してもよいのではないか。
- 「役員等」の範囲に、法人グループ内の法人の役員を加えるべきとの意見があった。これに対して、その役員が他のグループに移った場合も制限がかかるため、人材の流動性に対するマイナスも考慮すべきとの意見があった。

② 介護サービス事業の休廃止の届出時期

- 事業所廃止は、事後届出制から事前届出制とする必要があるのではないか。また、監査中の廃止届を出せない又は拒否できるようにする必要があるのではないか。

4. 法令遵守等に係る体制の整備

① 法令遵守等のための管理体制の確保等

- 法人内における法令遵守担当者の設置や自主点検を義務化するなど内部統制を確保することが必要ではないか。

② 事業運営の透明性の確保

- 介護サービス情報公表制度、第三者評価制度を活用して不適正な事業者を除外することも検討する必要があるのではないか。
- 法規制だけでなく、専門職、同業者間の相互評価的な仕組みも必要ではないか。
- 制度や規制・指導内容等の情報を、事業者が入手しやすい仕組み等を作る必要があるのではないか。

- 事業者が不正に走らないようなインセンティブを与えることも必要ではないか。

5. 事業廃止時における利用者へのサービス確保について

① 介護サービス事業の休廃止の届出時期等

- 事業所廃止は、事後届出制から事前届出制とすることが必要ではないか。また、監査中の廃止届を出せない又は拒否できるようにすることが必要ではないか。（再掲）
- 継続的なサービス確保に当たっては、例えば、指定更新の拒否を行うケースであって、更新期限まで間がない場合、指定の有効期間を延長するなどの弾力的な運用も必要ではないか。

② 事業廃止時における利用者のサービス確保

- 一義的には、事業者が介護サービスの引継先確保の責任を負うべきではないか。
- 行政による承継事業者のあっせん、第三者が参加する委員会による選定や措置の活用など利用者のサービス確保のための仕組みが必要ではないか。
- 最終的なセーフティーネットとして、自治体が責任を持つべきではないか。